

滝根小白井風力発電事業(仮称)環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺地域は、ブナ林が残る豊かな自然環境にあることから、事業地選定の経緯、施設規模の必要性を明らかにするとともに、樹木の伐採、道路の拡幅及び風車の出現など事業に伴う影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、具体的に示すこと。
また、工事及び輸送等に当たっては、車両の運行経路及び事業地周辺住民の生活環境の保全に十分配慮すること。
- (2) 対象事業実施区域には風化土層が見られることから、風車の設置に対する地盤の安定性を明らかにするとともに、道路の拡幅、風車の設置工事における風化土層の崩壊や流出、斜面維持に対する環境保全措置を示すこと。なお、崩壊や流出に伴う動植物への影響についても十分配慮すること。
- (3) 送電線については、「中央南線ルート」及び「小野新町ルート」に替えて、「新福島変電所ルート」に設置するとしていることから、ルート変更の理由、事業内容を具体的に示すとともに、これに伴う必要な調査、予測及び評価を行うこと。
特に、ルート付近における民家や学校等の所在を把握するとともに、工事関係車両の通行や工事の実施に伴う粉じん、騒音等に対する環境保全措置を具体的に示すこと。
- (4) 田村市道の一部拡幅及び新設の事業については、対象事業と密接に関係することから、事業計画についてより詳細に示すこと。
また、「事業者以外が行う環境保全措置の効果を見込む場合の当該措置の内容」については、市道整備事業に伴う環境影響を明確にした上で、それぞれの影響を回避・低減するための環境保全措置とその効果、事後調査の必要性についても示すこと。
- (5) 供用後においては、道路拡幅等により対象事業実施区域の利用者が増えると考えられることから、当該区域の管理計画、一般車両の通行等に関する環境保全措置を示すこと。
- (6) 環境影響評価の予測に使用した設定条件、予測式等を明確に示すとともに、その妥当性を明らかにすること。
- (7) 環境保全措置については、検討の経緯、回避・低減の効果、予測及び評価結果との関連性や根拠をより具体的に示すこと。
なお、風力発電機については、落雷や強風等に対する安全対策についても示すこと。

(8) 今後、風車の設置位置等の事業内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。

(9) 環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得ながら適切な対策を実施すること。

2 大気環境について

(1) 降下ばいじん量については、現状において非常に高い状況にあることから、工事及び車両の運行に伴う影響を可能な限り低減するための環境保全措置を検討するとともに、事後調査計画に追加すること。

(2) 建設機械の稼働に伴う騒音については、周辺民家等への影響が考えられることから、予測及び評価の地点として追加するとともに、民家等への影響を可能な限り低減するための環境保全措置を検討すること。

(3) 施設の稼働に伴う騒音及び低周波音については、最大影響が発生する運転状態等の予測条件を具体的に示すとともに、その妥当性を明らかにすること。

また、風による伝搬特性、周波数特性を考慮して定量的な予測を行い、低減のための環境保全措置を示すとともに、事後調査計画に追加すること。

なお、動物に対する影響についても配慮すること。

3 水環境について

水の濁りについては、近年の気象状況等を踏まえ降雨量や流出係数を適切に設定するとともに、沈砂池及び土砂流出防止柵の設置場所、構造、集水区域、放流経路、維持管理方法及び十分な滞留時間が確保できることを明確に示すこと。

また、河川の水質や湿地の動植物への影響が考えられることから、事後調査計画に追加すること。

4 電波障害について

電波障害については、予測地域の範囲、予測方法、予測結果をより具体的に示すとともに、共同受信施設等この地域における受信形態についても考慮すること。また、事後調査計画に追加すること。

5 自然環境について

(1) 動物については、風力発電機から発生する音に順応する等とした根拠や、低騒音型建設機械の使用等の環境保全措置により影響が回避・低減されたとした根拠を具体的に示すとともに、より一層の環境保全措置を検討すること。

- (2) 渡り鳥等の調査については、調査範囲、気象条件、年変動に対する動態に関して、的確に把握できているとする根拠を明らかにすること。
また、継続して調査を行い、実態の把握に努めること。
- (3) 鳥類については、渡りの時期に個体数が増えていること及び飛翔高度にブレードの回転範囲を含んでいることから、ブレードへの接触による影響について適切に予測及び評価を行うとともに、影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置とその効果を具体的に示すこと。
なお、バードストライクについては、その実態が十分に把握されていないことから、事後調査計画に追加するとともに、その結果を踏まえ、影響の程度や環境保全措置の効果等について再評価を行うこと。
- (4) 対象事業実施区域周辺地域においてノスリ等の繁殖が確認されていることから、繁殖期に配慮した工事工程を検討するなど、必要な環境保全措置を示すこと。
- (5) ノスリについては、高頻度利用域が風車の設置場所と重なっていることから、餌資源や採餌行動への影響について適切に予測できる手法を用いるとともに、風車の存在及び稼働による影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を示すこと。また、餌資源や採餌行動への影響について事後調査計画に追加すること。
- (6) 搬入路及び管理用道路については、小動物の移動経路の分断や排水溝への落下に対する適切な環境保全措置を示すこと。
- (7) 風車の存在及び稼働による植物への影響については、大気かく乱の規模、それによる局地気象の変化の有無を示すとともに、事後調査計画に追加すること。
- (8) ブナ - ミズナラ林については、田村市道の一部拡幅及び新設の事業により、伐採や水理阻害等が考えられることから、影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を示すこと。
- (9) 植物の移植については、代償措置により創出される環境の位置、環境要素の種類及び内容を示すとともに、専門家の指導及び助言を得ながら、移植の必要性、移植方法等について十分に検討し、影響が最小限となるようにすること。
- (10) 希少な動植物の生息及び生育が新たに確認された場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講ずること。

6 景観について

- (1) 風車の高さや配列については、観光施設等の主要な眺望点からの眺望に違和感が生じないように配慮すること。
- (2) 風車の色彩については、フォトモンタージュの背景として、天候、時間、季節による変化についても考慮して予測及び評価を行い、周辺環境との調和が図られるよう配慮すること。
- (3) 航空障害灯及び昼間障害標識については、設置方法を具体的に示し予測条件として考慮すること。また、設置方法を変更する場合の対応について明らかにするとともに、事後調査計画に追加すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場について

場の利用に関する影響については、粉じんや騒音の発生、景観の変化等の直接的な影響についても予測及び評価を行うこと。また、田村市が実施しているブナ植樹活動についても対象とすること。

8 廃棄物等について

- (1) 工事に伴って発生する伐採木等の廃棄物については、発生区域、発生量及び処理方法を具体的に示すこと。
- (2) 工事中における廃棄物の一時保管及び掘削土の一時的な仮置きについては、降雨時に汚濁水の発生及び流出を防ぐための環境保全措置を示すこと。

9 事後調査について

事後調査結果については、積極的に公表する方法を具体的に示すこと。
また、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応についても具体的に示すこと。

10 その他

- (1) 上記1から9の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記1から9の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。